多可町水道事業経営効率化推進計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

１．目的

この要領は、多可町水道事業の経営効率化推進の検討に係る業務委託について、公募型プロポーザル方式により受託候補者（最優秀提案者）の選定を行うため、次のとおり公募する。

２．業務の内容

(1) 業　務　名　　多可町水道事業経営効率化推進計画策定業務
(2) 業 務 内 容　　別紙「多可町水道事業経営効率化推進計画策定業務仕様書」のとおり
(3) 委 託 期 間　　契約締結日から平成 31 年３月 29 日まで
(4) 委託料上限額　　１７,４９６,０００円（消費税及び地方消費税を含む）

３．所管課　多可町役場上下水道課

（担当者：梅田）

４．参加表明書等の提出

〒679-1114　兵庫県多可郡多可町中区岸上 224-12
多可町役場上下水道課
電話 0795(32)2815　　Fax 0795(30)2056
ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ　jogesui@town.taka.lg.jp

５．参加資格

本業務のプロポーザルへの参加者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とし、町がその資格を認めた者とする。

(1) 法人格を有していること。
(2) 多可町入札参加停止基準による入札参加停止措置を受けていないこと。
(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。
(4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
(5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）の利益につながる活動を行う者又はこれらと密接な関係を有する者ではないこと。
(6) 公租公課を滞納していないこと。

(7)　公序良俗に反する利用を行う者でないこと。

(8)　平成２５年度以降に受注した地方公共団体の水道事業経営効率化推進計画等、その他類似業務の作成支援業務の受託実績があること。但し、平成３０年３月３１日までに完了した業務に限る。

６．実施スケジュール

	項　　目	日　　程	備　　考
1	公募開始	平成 30 年 7 月 2 日(月)	ホームページに掲載
2	参加表明書の受付	平成 30 年 7 月 2 日(月)～ 平成 30 年 7 月 17 日(火) 午後 5 時 00 分まで	持参又は郵送 (郵送の場合、提出期限内必着)
3	質問書の受付	平成 30 年 7 月 2 日(月)～ 平成 30 年 7 月 9 日(月) 午後 3 時 00 分まで	電子メールで受付 (質問書の送信連絡を実施すること)
4	質問への回答	平成 30 年 7 月 17 日(火)	電子メールで回答
5	企画提案書等の受付	平成 30 年 7 月 18 日(水)～ 平成 30 年 7 月 25 日(水) 午後 5 時 00 分まで	持参又は郵送 (郵送の場合、提出期限内必着)
6	第１次審査	平成 30 年 8 月 2 日(木)	
7	第１次審査の結果通知・公表	平成 30 年 8 月 3 日(金)予定	参加表明書提出事業者全員に通知(電子ﾒｰﾙ及び文書)
8	第２次審査(プレゼンテーション及び質疑応答)	平成 30 年 8 月 8 日(水)	プレゼンテーション 20 分以内、質疑応答 10 分以内
9	第２次審査の結果通知・公表	平成 30 年 8 月 13 日(月)予定	電子ﾒｰﾙ及び文書で通知。

※募集状況によっては、第１次審査日を省略し、第２次審査日に第１次、２次審査の評価項目を審査する場合がある。

７．実施要領等の入手方法

実施要領、参加表明書、企画提案書等の様式は、多可町ホームページからダウンロードできる。

多可町ホームページ　　https://www.town.taka.lg.jp/

８．参加表明書の提出

本業務のプロポーザルに参加を希望する事業者は、参加表明書（様式１）を提出する

こと。

(1)　提出書類　　参加表明書（様式１）

(2)　提出期限　　平成30年7月2日（月）～平成30年7月17日（火）
　　午後５時00分まで（閉庁日を除く。）

(3)　提出方法　　持参又は郵送。（簡易書留に限る。）ただし、郵送の場合は、提出期限までに必着のこと。

(4)　提 出 先　　多可町役場上下水道課

９．質問の受付及び回答

(1)　質問書の受付及び回答

ア　提出書類　　質問書（様式２）

イ　提出期限　　平成 30 年 7 月 2 日（月）～平成 30 年 7 月 9 日(月)
　　午後３時 00 分まで

ウ　提 出 先　　電子メール（ jogesui @town.taka.lg.jp ）へ提出すること。
　　※質問書を送信した後は、担当窓口へ電話によりその旨を連絡すること。電話による質問は受け付けない。

(2)　質問への回答

ア　回 答 日　　平成 30 年 7 月 17 日（火）

イ　回答方法　　提出された全ての質問及びその回答を、参加表明書の提出者全員に電子メールで通知する。（質問者名は非公開）

10．企画提案書等の提出

本業務のプロポーザルに参加を希望する事業者は、次のとおり書類を提出すること。

(1)　提出書類

ア　企画提案書提出届（様式３）

イ　会社概要
　　任意様式で、代表者名、設立年月日、本店支店の所在地、資本金、従業員数、業務内容等が分かる最新のものとする。

ウ　業務実施体制（様式４）
　　業務の実施体制、分担業務の内容について記入する。なお、管理技術者を１人、照査技術者を１人、公認会計士を１人、それぞれ配置するものとし、兼務はできないものとする。

エ　予定技術者の経歴等（様式５）
　　予定技術者の保有資格を証明する証書（写し）を添付する。

オ　業務実績（様式６）
　　業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

カ　先進的な業務実績（様式７）
　　業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

キ　先進的な業務実績をもつ組織との協力体制（様式８）

協力体制が成立していることが分かる書類、業務実績の内容が確認できる書類（契約書の写し等）を添付する。

ク　見積書（見積金額は審査の対象としない）

任意様式で、別紙「多可町水道事業経営効率化推進計画策定業務仕様書」の業務内容に沿って、内訳書を含んだ見積を作成し、宛名は多可町長とし提出事業者代表等を記載する。また、消費税及び地方消費税を除いた価格並びに税込価格を記載する。

ケ　業務工程表

任意様式で、別紙「多可町水道事業経営効率化推進計画策定業務仕様書」の業務内容に沿って、平成３０年９月１日から着手するものとして作成する。

コ　企画提案書

任意様式で、別紙「多可町水道事業経営効率化推進計画策定業務仕様書」の業務内容に沿って作成する。

(2)　提出部数

前記(1)のアからコまで　１０部（正本１部、副本９部(複写可)）

(3)　任意様式　　任意様式及び添付書類（作成済みのパンフレット等を除く。）はＡ４サイズで統一して作成すること。

(4)　提出期限　　平成30年7月18日（水）～平成30年7月25日（水）午後５時00分まで（閉庁日を除く。）

(5)　提出方法　　持参または郵便（簡易書留に限る。）ただし、郵便の場合は、提出期限までに必着のこと。

※参加表明後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式７）を提出すること。

(6)　提 出 先　　多可町役場上下水道課

(7)　そ の 他　　企画提案書等には、見やすい工夫をすること。

11．受託候補者（最優秀提案者）の選定方法等

(1)　審査基準

別紙「審査基準」のとおり

(2)　審査方法

審査に当たっては、本町職員等で構成する選定委員会で「審査基準」に基づき、第１次審査（書類審査）及び第２次審査（プレゼンテーション、質疑応答）を行い、受託候補者を選定する。

(3)　第１次審査

ア　選定方法

「審査基準」に基づき、参加事業者を評価項目ごとに審査し、第２次審査（プレゼンテーション、質疑応答）の事業者を選定する。

イ　審査結果

審査結果は、平成30年8月3日（金）予定に参加表明書に記載された電子メール及び文書で通知する。また、多可町ホームページにおいて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

(4)　第２次審査

ア　実施日

平成30年8月8日(水)

実施場所及び実施時間については、第１次審査の結果と併せて通知する。

イ　実施方法

①１事業者につき30分以内（プレゼンテーション20分以内、企画提案書等に関する質疑応答10分以内)とする。

②配置予定者の担当技術者は、必ず出席すること。

③提出された資料をもとにプレゼンテーションを行い、追加提案の説明や追加資料の配布は認めない。

④プロジェクター本体、スクリーン、接続ケーブル及び延長コードは、町が用意するが、パソコン、その他必要な機器は、参加事業者が用意すること。

ウ　選定方法

①「審査基準」に基づき、企画提案書等の内容を評価項目ごとに審査し、評価の最高得点者を受託候補者（最優秀提案者）として選定する。

②参加事業者が１社のみの場合においても、提出書類及びプレゼンテーションによる審査のうえ、妥当であると判断された場合は、受託者候補として決定する。

エ　審査結果

審査結果は、平成30年8月13日(月)予定で、第２次審査の参加事業者に対し、記載された電子メール及び文書で通知する。また、多可町ホームページにおいて公表する。なお、電話等による問い合わせには応じない。

12. 契約の締結

(1)　前記11の(4)のウにより、本業務の受託候補者として選定された事業者と契約の交渉を行うものとする。また、辞退その他理由で契約できない場合は、次点の者と契約

の交渉を行う。

(2)　企画提案内容が、そのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容は町との協議により決定する。

(3)　多可町財務規則に定める随意契約の手続きにより委託契約を締結し、契約書を取り交わす。

13. 留意事項

(1)　失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア　参加資格要件を満たしていない場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ　第三者の著作権を侵害する提案があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　見積額が委託料上限額を超える場合

カ　その他町が不適当と認めた場合

(2)　企画提案書等の著作権については、次のとおり取り扱うものとする。

ア　企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

イ　町は、公募型プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、提出された企画提案書等の全部又は一部の複製等をすることができるものとする。

(3)　本業務の公募型プロポーザルに関し、提出された書類は、受託候補者選定以外の目的には無断で使用しない。

(4)　提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、各提案者が負う。

(5)　本業務の公募型プロポーザルに係る一切の費用は、全て各提案者の負担とする。

(6)　提出された参加表明書、企画提案書等は、返却しない。

(7)　審査結果及び講評を公表するまでとし、審査の経緯及び内容等に関する問合せや選定に対する異議申立ては、一切受け付けない。

審　査　基　準

第1次審査(事業者の評価)

番号	評価項目		評価事項	配点	備考
1	事業者の評価	実施体制	技術者の業務分担体制	10	
2		専門技術力	過去の同種業務及び類似業務の実績	10	
3		先進的な取組の有無	国内外における先進的な業務実績又は先進的な業務実績をもつ組織との協力体制	10	
小　計　(1次)				30	

第2次審査(提案内容の評価)

番号	評価項目		評価事項	配点	
4	企画提案書の評価	(1) 全体的事項	業務理解度	10	
		(2) 基本的な考え方	明確性	10	
			適合性	10	
		(3) 業務検討課題に対する具体的な提案	費用の効率化に関する企画・提案	20	
			施設の統廃合に関する企画・提案	20	
			用水供給事業による広域化に関する企画・提案	20	
			IT機器を活用した安全な水道運営に関する企画・提案	20	
			職員配置及び人材育成・確保に関する企画・提案	20	
		(4) 業務実施方法	適格性	10	
		(5) スケジュール	計画工程	10	
5	ヒアリングの評価	(1) 的確性	取組意欲・コミュニケーション力	10	
6	プレゼンテーションの評価	(1) 信頼性	信頼性	10	
小　計　(2次)				170	
合　計(1次＋2次)				200	

※総得点が同じ点数の場合は、企画提案書の評価が高いものから順次上位の順位とする。